

～石川県賃貸型応急住宅について～
(令和5年7月12日からの大雨による被災者の皆様へ)

受付対象者

令和5年7月12日からの大雨による災害に伴う住居の全壊等により、居住する住宅の確保が困難となり、災害時に災害救助法の適用地区（津幡町）に居住している者

要件

災害時において、石川県(災害救助法の適用を受けた町)に居住する者	自らの資力を以てしては住宅を確保することができず、下記いずれかの要件を満たす者 ・住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない者 ・「半壊」（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。）であって、住み続けることが困難な程度の傷みや、避難指示の長期化により住宅としての利用ができず、自らの住家に居住できない者（※） ・二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと町長が認める者 ・災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する者のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる者であって、上記（※）に該当する者 ・その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた者
----------------------------------	--

賃貸型応急住宅の条件

次の①～④のいずれにも該当する県内の住宅となります。

- ① 不動産仲介業者の斡旋により賃貸された物件であること
- ② 家賃 1か月あたり次の額以下であること（次の額を超過するものは認められず、超過分を個人負担することもできません）
 - ・2人以下の世帯は 5万円以下
 - ・3人～4人の世帯は 8万円以下
 - ・5人以上の世帯は 10万円以下
- ③ その他費用について、県が指定する条件を満たす物件であること
- ④ 昭和56年6月1日以降に建設された耐震性が確保されている住宅であること、またはそれと同等以上の耐震性が確認されていること

町等が負担する経費

家賃、共益費（管理費）、礼金（家賃1か月分以内）、退去修繕負担金（家賃2か月分以内）、仲介手数料（家賃0.55か月分以内）、損害（火災）保険料、入居時鍵等交換費
※貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものに限ります。
※損害（火災）保険料は石川県が包括的に加入するため、石川県が負担します。

入居期間

入居日から2年以内（応急修理制度を併用する場合は発災日から6か月以内）

その他

- ① 受付の際には住所や家族構成などに関する事項をお聞きすることもありますのでご了承ください。
- ② 受付後、事実と相違することが判明した場合や、必要な証明書等が未提出の場合は契約ができないことがあります。入居後、判明した場合は契約を解除し、町が支払った家賃等は返還していただきます。
- ③ 当制度により入居した住宅から一旦退去されますと、原則、その後は災害救助法の対象となりません。
- ④ 当制度により入居する住宅は、災害により住宅が被災し、居住することが困難になった方に住宅再建までの間、一時的に住宅を提供するものです。通常の賃貸借契約と異なり定期賃貸借契約ですので、期間が満了すると退去しなければなりません。
- ⑤ 契約期間内に退去する場合でも違約金は発生しないものとします。

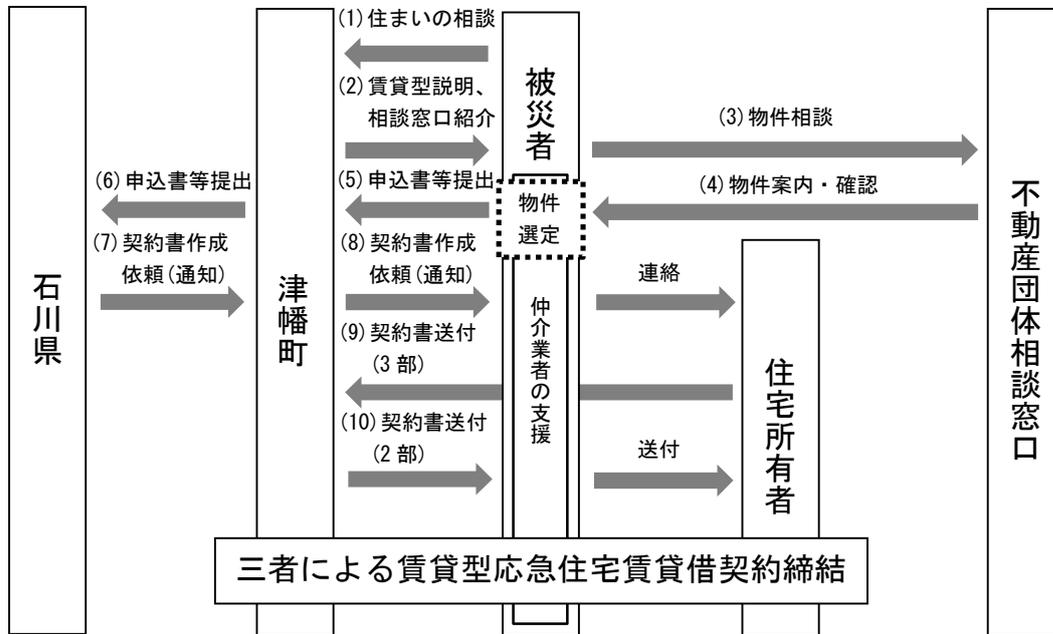
お問い合わせ先

- ・076-291-2255（公益社団法人石川県宅地建物取引業協会）
- ・076-280-6223（公益社団法人全日本不動産協会石川県本部）
- ・0120-37-5584（公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会）
- ・076-288-2124（津幡町町民生活部町民課）

被災者に対する賃貸型応急住宅の提供に係る手続きの流れ

◇ 貸主—津幡町（借主）—被災者（転借人）の三者契約となります。

賃貸型応急住宅の提供に係る手続きの流れ



※ (3) 及び (4) は必須ではない

経費の区分	負担区分	備考
家賃	町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2人以下の世帯 5万円/月 以下 ・ 3人～4人の世帯 8万円/月 以下 ・ 5人以下の世帯 10万円/月 以下
共益費（管理費）	町	実費
退居修繕負担金	町	家賃の2か月分以内
礼金	町	家賃の1か月分以内
仲介手数料	町	家賃の0.55か月分以内
入居時鍵等交換費	町	実費
損害（火災）保険料	石川県	石川県が包括的に加入
光熱水費	入居者	
駐車場料金	入居者	
自治会費	入居者	

このほか、入居者の故意・過失による損壊に対する修繕費等は入居者負担になります。